

# 『議会基本条例』を全会一致で可決！

平成22年6月議会で、「長岡京市議会基本条例の制定を求める請願を全会一致で採択しました。

これまでから進めてきた議会改革を踏まえて、長岡京市議会が目指すべき方向性や理念を定めた「長岡京市議会基本条例の制定」を議員提案で行い、平成24年3月23日に全会一致で可決しました。

## 本市の議会基本条例の特徴は！

全条文を「ですます調」にし、親しみやすい条例にしました。

前文を設け、本条例の主旨を明確にしました。

市民の声を反映させるため、意見交換の場を設けることを可能としました。

市の指針である総合計画の基本計画についても議会の議決事項とすることとしました。

本会議及び委員会の資料を傍聴人が閲覧できることで、積極的な情報提供に努めることとしました。

「市民と議会の関係」  
「議会と市長等の関係」  
を明文化しました。

条例では、「議会は、その権能を発展させるため、議会改革に継続的に取り組み、既存の制度や運営の方法等について、議会運営委員会において不断の見直しへ向けた取組を推進します」とし、今後も本条例の理念を具現化していくための議会改革検討項目（23項目）を鋭意検討していくこととしています。

